

議会運営委員会記録【未校正】

○招集日時 令和7年 3月18日(火) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 赤羽直一
副委員長 落合信太郎
委員 小堤修
〃 石井めぐみ
〃 金澤克仁
〃 佐藤隆治
〃 入江洋一
〃 遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者 議長 岩澤信
議会事務局 局長 前野拓
議会事務局 次長 澤部慶
議会事務局 長補佐 小笠原一裕

○その他の出席者 請願提出者 結城繁

○付託事件 請願第8号 取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願

○調査事件 (1) 政務活動費について
(2) 閉会中の所管事項調査について
(3) その他

○調査の経過

午前10時 分開議

ここから請願審査(校正済)

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数は8名。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから議会運営委員会を開会します。次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

それでは、審査日程に沿って会議を進めます。初めに、請願審査についてです。審査の順番は、請願提出者の発言、請願提出者への質疑の順で行います。

それでは請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願を議題とします。

ここで報告します。請願第8号については、17人の追加署名が提出され、請願提出者ほか40人となりましたのでご承知願います。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回5分以内となります。残り1分で一度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは結城さん、発言をお願いいたします。

○結城請願提出者 皆さん、お久しぶりです。結城です。5期20年の議員活動では、議員の皆様にも大変お世話になりました。私が1期目から積極的に進めてきた「議会の常識は一般社会の非常識」を変える議会改革を進められたのも、皆さんの協力があったからこそ、改めて感謝したいと思います。さて、市民の立場になって丸1年が過ぎ、新しい議会の状況を注意深く見守ってきました。しかし、改善すべき点が幾つかあると感じ、老婆心ながらこの請願を提出させていただきました。今回の請願についての意見陳述です。請願趣旨は、市議会における予算・決算委員会、特に予算委員会を全議員が参加できる形に改めることです。私が1期目議員のときは、予算や決算は特別委員会として独立していました。特に決算に関しては、使ってしまったお金だからということで、軽視される傾向にあったように思います。しかし、国の制度が変わり決算認定の重要性が増しました。民間企業では当然ですが、決算を次の予算にどう生かすかが求められるようになり、試行として平成29年の9月議会に取手市議会では決算・予算審査特別委員会が設置され、最初の委員長は私が担当しました。取手市議会では取りあえず試してみようということで様々な改革が進められてきたわけです。当初は、無会派の議員も、予算・決算委員会にも議運にも参加できたと思います。しかし、議会基本条例の改正なのか改悪なのかによって、2人以上を会派とすることとなり、無会派議員は議運にも予算・決算委員会にも参加することができなくなっています。私が現職議員最後の議運で提案した、会派制でなく各常任委員会から選抜で予算・決算委員会をつくってみてはどうかという提案をしましたが、検討も改善もされていなく、現在に至っていると思います。現在の審査の方式では、特定の委員のみが予算・決算委員会の審議に関与する形となっており、全議員が委員会で直接予算・決算内容を精査することができません。市民からも、なぜ選挙で選ばれた議員がこの重要な委員会審議に参加できないのかと、疑問の声も多く寄せられています。元議会事務局職員の岩崎氏は、議員は市民の数%の票で当選してきているのだから、1人や2人を敵に回しても問題ないという趣旨の発言をしています。しかし、二元代表の一翼である議会議員は、その数%の市民の負託を受けた存在です。その負託を受けた議員が参加できる体制を整えることは、民主的な議会運営の観点からも極めて重要です。これこそが議会愛、チーム議会なのではないでしょうか。問題点を挙げさせていただきます。今の取手市議会の審査方法には問題があります。まず議会の3原則——皆さん御存じだと思いますけれども、過半数

の原理、一時不再議、議員平等の原則です。この議員平等の原則に違反しています。会派の、数は力ということで、無会派議員を締め出しているわけです。これはある意味、パワーハラスメントとも言えるのではないのでしょうか。今の特別委員会の会派構成では、創和会5名、みらい・維新・国民2名、公明2名、共産1名、しかも今回特別委員会をオンライン傍聴していましたが、同じ会派の委員での質疑がダブっているものも多く見受けられました。同じ会派同士で重複する質疑では、会派制としてのメリットが生かされているとは思えません。また、特別委員会での常任委員会構成を見ると、総務3名、福祉5名、建設2名となり、アンバランスになっています。また、予算の分割——分割付託は法的に違反となっています。現在は、補正予算を常任委員会に分割付託しています。これは私も現職のときに決めていることですが、これは改善する必要があると思います。取手市議会は2020年と2021年に連続で議会改革度調査で全国1位にランクインしました。特に、ICTの活用や市民参加型の取組が評価されています。手法としてのICT活用はもちろん大事ですが、議会の権能としての予算・決算に関する質疑——審議は……

〔小笠原議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○結城請願提出者（続）さらに重要なものと考えます。近隣議会での予算や決算の審査は、全員参加で行うことに——当たり前になってきています。報酬の上がつくば市議会では、28人全員での予算決算委員会として審査しています。取手市議会でも報酬等審議会が設置されて報酬の検討がなされているようですが、つくば市議会を見習ってほしいと思います。以上の観点から、本市議会において予算・決算委員会を全議員の参加制とする制度改正を行うよう提言いたします。以上です。

○赤羽委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある議員は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 本当、お久しぶりです。貴重な、議会に——議会運営に対する貴重な御意見というふうな形で、改めて何か新鮮な気持ちで聞かせていただいたというところ、正直のところ。やっぱり議会改革は、本当市民のためにとということもありますので、そこは本当に重視していかなくちゃいけないなというのを、改めて感じている次第です。今、請願代表者ということで——結城さんというふうと呼んで大丈夫でしょうか。今の全員で審査を行っている、予算・決算審査を行っている議会ということで、私は事例——近隣でも行っているというのは、同僚議員もほかにいますので聞いてはきたんですけど、そういう意味では、結城さんのほうで、どこを本当ベターというふうに見ているのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○赤羽委員長 答弁を求めます。

結城さん。

○結城請願提出者 質問ありがとうございます。まず、つくば市議会の例として、ここは全議員で決算・予算の常設の委員会を設置しています。予算案をこの常設の委員会に付託をします。これは補正予算も含みます。そして、各常任委員会に分科会として、常任委員会の——分科会として、この予算・決算を審議をするということになります。分科会の中

では審査だけなんです。これは分割付託ではないので、審査だけをして表決は採りません——表決というか採決は採らない。あくまでも、さっき言ったように、分割付託はしてはいけないということになっていますから、1本として予算・決算の常設の委員会に出しているんです。分科会としてここをやりながら、最終的には決算・予算の全員で表決をするというシステムになってるそうです。あと、つくばみらい市も全員です。つくばみらい市は会派がないので、そういった意味でも全員でやりやすいということですよ。それから守谷市、龍ヶ崎市も全員でやっています。それから、牛久市はちょっと特殊なんですけども——後で皆さん調べてもらえれば分かりますが、決算と予算を1年ごとに総入れ替えでやっているということですよ。だから、最終的には全員で1年間ではやるということですよ。要するに取手の問題点は、会派に所属していない議員ができないということなんです、委員会審査が。もちろんそれは本会議ではできるでしょうけれども、そういった意味ではなくて、やはり細かい審査というのは委員会です。なぜかという、取手は委員会中心主義だからですよ。一度、本会議中心主義でやってみようということが、かつてありました。このときはもう本会議が大変で、委員会主義に戻したという経緯が、私の長い歴史の中でもあります。ですから、やっぱり委員会に参加できないということは、非常に市民の負託を受けた議員としては、忸怩たる思いがあると思います。ですから私はそれを代弁して、今回、請願代表としました。それで、今回も赤羽さんが委員長やってるんだなと思いました。何回目の委員長なのかなと思いましたけれども、私、非常に忘れられない大きな出来事がこの議運であったんです。赤羽議員は議運のメンバーだった平成28年、私もそのとき議運のメンバーで同じ会派でした。24人に——26から24人の定数になったときに、私は半分の12名で予算をやるべきだということで、議運はそこで通ったんです12名で。そのとき赤羽さんは、たしか8名というのを出したんです。そしたら、議運で決まった12名を、何とびっくりしたのは本会議で8名を、議員提出議案を赤羽さん自ら出したんですよ。私がびっくりしたのは、議長を2回も経験していて、それと議運の委員長やってる人が——議運の委員だった人が、自らそれを出す、長老の議員として、いや周りの議会の人たちは笑ってましたね。これが12名が否決されて、8名が通ったわけです。何でそんなに予算に対して人数を減らすことが大事なのか。ですから私も今回、全員やるべきだということをお願いしました。これは赤羽さん、名誉挽回のためにも、ぜひこの請願を採択して——これ本当に周りの議会は笑ってるわけですよ。議長経験者が何で本会議で出してくるの。やはりそれは——これは1期・2期の議員の方にも言いたいんですけども、議運の委員会というのは、委員会の中でトップに属するんです。委員会で決めた——議運の委員会で決めたことを、制度上は本会議でできるんですけども、それをやったら周りの議会は笑います。本当はここを重視しなきゃいけないのは、議会事務局なんですよ。でも、議会事務局に私はこのとき言いました。でも最終的に彼が言ったのは、議員が決めたことですから、それで終わっちゃうんです。それは、多数決の原理になってしまうんですよ。でも私、多数決って非常に怖いのは、少数意見の留保というのが侵されてしまうんです。民主主義がそれをやってしまったら、民主主義が——変な話し、片方のほうに寄ってってしまうんですよ。バランスが取れる、そういったものを議会が取っていかなければ——首長とい

うか市長の権限というのはめっちゃくちゃ強いんですね。だから、何で二元代表制に地方議会がなっていったのか、私はそれをずっと念頭に勉強し、取手の市議会の中で活動してきました。ですからもう一度、長老の赤羽さんには、名誉挽回のためにも、ぜひここでああいう恥ずかしい採択をしないような形で行ってほしいなと思ってます。以上です。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 久しぶりとはいえ、1年離れただけで、何か——随分言いたいことがいっぱいあるようで。建設的な——議会改革に——そうですよ、一市民、いや貴重な意見ですよ。本当、市民に開かれた議会、基本条例もあるわけで、私も基本条例、本当にそれにのっついてやれてるかなと疑問に思うところもなくありません。本来の請願の中で、補正予算について具体的にどんなふうにとやったらいいか。確かに、取手市議会もいろいろあの手この手試行錯誤しながら、前向きには取り組んできてるかなと思ってはいるんですけど、本来、原則として——1年間通して、議会——財政の中の補正ですから、そういう意味では、昨日も予算・決算委員会——終わって、委員長からの呼びかけで反省会しようということでやったんです。だから、そこはもう皆さんでざっくばらんにいろんな意見を出し合って、本当1年目の——1期目の議員も、本当に率直な意見も出されて、これが大事かなと、まず改革の一步かなというふうに私も思ってはいるんですけど、その辺も理解していただければなと思ってはいます。で、補正予算についてはどうあるべきかというのをちょっと聞かせていただければ。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 補正予算も——これは私の考えですけれども、分割付託を、例えば、今の現状の取手市議会の中で——これは私のアイデアです。やるとすればですよ。変な話、今の特別委員会の中でも、別にそこに付託をしても構わないんです。一度やったことあるじゃないですか。ただ、これをすると常任委員会の審議事項が減ってしまって、常任委員会で予算・決算をやるときに議案外質疑するんですよ。これ、おかしいだろうと。そういったことで戻したんです。皆さんも法律に詳しいので分かっていると思いますけれども、分割付託をすることはしてはいけないというのは、多分通達か何か出てるんですが、分割付託をした場合というのは、委員会での表決——表決というか採決は、実は無効なんですよ。それを本会議に報告をして、その本会議で決めるからこれが有効になるんですね。これはもう皆さん勉強してるから分かると思います。ですから、つくば——全員で本当にやるのが無理であればいろんな方法は考えられると思います。ぜひ私を市民モニター制度か何かの——これも私提言してましたけれども、入れてもらえれば幾らでも——議会アドバイザーというのやってる方がいるみたいですけど、私は市民のアドバイザーとして幾らでも取手市議会をアドバイスしたいと思ってます。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 先ほど事例に出してくれたつくば市とか——守谷もそうですよね。通年議会という形があって、それで全員で常設委員会を置いて、そこでやっぱり審議するという形でやって——やる。だからそれ——そもそもそこかな、大本はとちょっと私なんか思ってるんですけど、この際なんで通年議会についてはどう思われますか。よく議会改革の——

ずっと研修行ってましたよね。その辺からも聞かせていただければと思います。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 これ答えていいんですか。請願と違うけど。

[笑う者あり]

○結城請願提出者 ありがとうございます。通年議会は非常に必要だろうとは思いますが、周りの議会も始めているし、多分守谷も通年議会入れてると思います。それで、通年議会がいいのは、予算を例えば決めますよね。で、予算を決めたときにそれを順次追っていくことができるんですよ。やはり日本の地方自治法というのは非常に——何ていうんだろう。固まっているというか、私が多分議員やった頃というのは、議長——市長にしか議会の招集権というのはなかったと思うんですよ。それで、たしか九州の阿久根市の竹原さんという市長が、議会を招集しないでばんばんばん自分が専決事項で決めていっちゃったんですよ。それで、日本の——びびっちゃったのは、あのとき、議長にもしかしたらおかしい人はいるかもしれないけれども、市長におかしい人はいないというのが国の考え方だったらしいんですね。僕はあの時、実際に阿久根まで行って議会を見てきましたし、あの時の竹原さんにもあったことがあります。そうすると、あの人は地方自治法の——何ていうのかな、やっちゃいけないということをやっているわけじゃなくて、やっちゃいけないかもしれないけどグリーンゾーン——グレーゾーン、ここをうまくつついている。それは今の国会——国会というか選挙制度がまさにそうじゃないですかという感じなんです。だから、その整備をこう——曲がって、ちょっと話がずれちゃいましたけれども、やはりそれは取手市議会として、やはり議会改革度日本一、1回・2回やった——1位になったわけですよ。私、このとき実は議会事務局の——今はいない岩崎氏に言ったんです。これ、中身をもう——もうちょっと充実させたほうがいいんじゃないかと。そしたら彼が何て言ったか、「まずは有名になってからですよ結城さん」と言ったんですよ。もう十分有名になったんです、取手市議会って。いっぱい視察の方来てますよね。大分、委員長が一生懸命対応してるという話はよく聞きます。でももしかしたら、それだけ来てくれるのであれば、こっちから視察に行くのではなくて、視察に来た方にどういいう議会改革をしていますかと、私、議運いるときに、来た——周りから来た視察の方に、「予算・決算をどんなふうにやっていますか」と聞きました。そうすると、いろいろ——日本国じゅうから来るわけなので、様々な議会の改革の取組をしている人があります。取手は有名になったことで、いろんなところが見に来るわけですよ。そしたらそのときに、そこに来てる——そのときは議会事務局も来るじゃないですか。取手の場合は視察は議会事務局行かないことになってますよね。これも議会改革の一つとして始まったわけですよ。ここをやっているところも多分日本では取手だけだろうと思います。取手の議会が何で目立つのかというのは、やってないことをやってたからです。それが、名前が——だって普通やんないわけですよ。紙媒体のあれをなくしてしまったときも、「それって大丈夫なんですか」と随分聞かれたんで、いや、僕「駄目ですよ」と。だから、「意見は——PDFもそうだし、それから紙媒体も両方使ったハイブリッドがいいですよ」というと、「そうですよね」と言っていました。それは私がずっと言ってきた後の議事録見てもらえば分かると思います。ですから、

通年議会に関して言えば、取手も通年議会を取り入れて、いろんな意味でいつでも議会開ける状況をつくったほうが私はいいと思います。そのほうが市民のためだと思います。議会は何のためにあるかと言ったら、市民のためにあるんですよ。数%の得票数かもしれませんが、それが大事なんですね。それが二元代表をつくってるわけですよ。首長というのは殿様、めちゃくちゃ力があるわけです。そこに対抗できるのは議会なんですよ。それが、二元代表制が生まれたこの地方の民主主義制度だと私は思っています。

〔笑う者あり〕

○赤羽委員長 遠山委員。請願に沿った質疑をお願いいたします。

○遠山委員 気をつけます。いろいろな意見、聞かせていただいて——議会改革については本当に率先してやっていたというのは、私も研修先で見かけたりしていたということで、承知しております。まだまだやらなきゃならないことはあるなというのは、改めて思っているんですけども。先ほどの中にもありましたけど、やっぱり数の力でというのが、どうしても抜け切れないというのはやっぱり否めないな、じゃあそれをどうしたらいいかというのでは、やっぱり最終的にそういう形になってきたというのが、議会なのかなというふうに思っているんですけど。いろいろと考えるというところで、提起していただいたということで、受け止めたいと思います。ありがとうございました。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 結城先輩、お疲れさまです。私は結城元議員が、取手市議会の中でも議会改革にすごく力を入れていて、全国の先進地に自ら足を運んで勉強してきたのは、本当に十分に理解をしております。先ほど結城議員から、昨日の予算・特別委員会の中で、同じ質問が——その前か、その3日間の中で同じような質問が出て——質疑が出てきたということで、その部分についてももう少し、どのように感じたのか伺いたいと思います。

○赤羽委員長 結城委員——委員じゃなかった、結城さん。

〔笑う者あり〕

○赤羽委員長 失礼しました。

○結城請願提出者 石井——もしかしたら参議院議員、ありがとうございます。私ずっと、今取手の市議会が進んでるITというのは、これはやっぱりすごいすぐれていると思っています。車に乗りながらでも家にいながらでも、オンラインでずっと傍聴できて、私も傍聴をなるべくするようにしています。皆さんの一般質問も傍聴できるようにしています。その中で気づいたのは、逆に言えば1期目・2期目の新人議員さんが、この予算・決算にあまりにも多くいるんですよ。10人でしかやらないのであれば、まずは先輩議員の人たちが率先して、自分がこうやるんだよというのを見せて、その次に新人の1期目・2期目の議員さんたちを出してくるほうがいいのかなど。だから、ここをあんまり同じような質疑を重複してやるということを責めるのは——責めてるわけではありませんけれども、そこをやっぱり先輩議員たちがサポートしていかないとちゃんとした形にならないし、これは職員のためにもならないと思うんです。職員、非常に楽だろうなと思って聞いてました。職員さんは、自分の専門のところを質疑されるわけだから、知ってなきゃいけないんですよ。しかも、だってもう既に文書で出してるじゃないですか。それを同じ党派の人たちが

何で共有して勉強会を開いていないのか——開いてるのかもかもしれません、そこまで私同じ会派じゃないので分かりませんが。本来10名もいる会派であれば、そこは長老議員もいる、何期もやってる方もいる、その中で情報共有をきちんとして、ああいう予算の質疑ではなく、もっと深掘りができるようなものの勉強会を開いていったほうが、私はいんじゃないかなと思います。それはちょっとこの3日間のやつ見てて感じました。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。予算特別委員会の役割というところで、今回結城さんが御提案をしていただいた中で、新たに全員じゃなくても、専門性を持って常任委員会ごとに出たらどうかということで提案をされていますが、どのような効果が——今後もしそれを取り入れた場合、どのような効果が取手市議会にあるのか、考えがあれば伺います。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 これは今回じゃなくて、その前の前だったかな、やっぱり10人で予算・決算特別委員会をつくったんですよ。そのときに、たしか建設委員会から来てる人が1人しかいなかったのかな、確か。それでそのときに、決算から予算につなげていくためのこれは特別委員会なので、その予算にどういう形でこれを予算特別委員会から提言しようかと言っているときに、建設関係のたしか——忘れちゃったんですけど、そのときには、実は建設常任委員会でも同じようなものを出そうとしてたんですよ。なので、ここでやっぱりバランスの取れた委員会構成から、予算・決算をメンバーとして構成したほうがスムーズに行くわけですよ。同じようなものを建設委員会から出し、決算・予算から出したって意味ないわけじゃないですか。やっぱりここの整合性をどうとっていくのか、そのためにはバランスの取れた委員会構成、だから全員でやれば私はいいいと思いますけども、あの最後の議運でも言ったのは、全員でできないのであれば、委員会から選抜にして、バランスの取れた——何で常任委員会をつくっているのかと言ったら専門性があるからそこをやっていくわけですよ。そこに委員長・副委員長がいるわけじゃないですか。そしたら、その委員長・副委員長たちが、例えば決算・予算のときにも、そういった意味で、いや実は委員会の中でこういう話が出てるんだけど、決算・予算ではこういう形で何かできないかとか、情報がしっかりと取れるんですね。だからこれはやり方次第で、幾らでも今の状況だってできると私は思っています。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 つくば市とか守谷市とかは全員でやっているということで、私もそこまで調べたことがないんですけど、その議会ごとに設置をして全員でやることによって、どのような効果が議会にはあるのか。結城さんの中であれば、教えてください。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 私は今、市民だから見ながら言うんですけど。傍聴してる——実際に来ている議員の方が少ないですよ。委員の方は質疑できます。もちろん委員会——委員外議員の質疑もできるわけですよ。委員会の賛同を得てできるという——議会基本条例、私も作ってきたのでよく分かっていますけれども。オンラインで見る——僕は市民なので意見言えないからオンラインでしか見ていないんですけど、であれば全員の人たちがそ

ここに来てその状況を把握すれば、みんな同じように共有できるんです。会派が何のために存在するのかと言ったら、例えば少人数でやってるとしたら、同じ会派の人間が情報の共有をしてということがあると思うんですけど、それがされてないのが、今回よく分かっちゃったわけです。だから、全員でやればその情報共有はすごくしやすい。だって予算ですよ、決算ですよ。市民の税金をどう使うか、それが一番大事なこの予算なんです。私は今回も買ってきましたけど、この予算の紙のベース。やはり、そういった意味での情報の共有を全議員が持つ。例えば、これ変な話だけど、委員になってない人たちは、何しても構わないわけじゃないですか。でも、これは全員でやるということになったら、義務づけになるんですよ。義務がないから、もうこれ予算委員会じゃないから関係ないよみたいになっちゃうとは思えないけど、そういうきらいもあるのかもしれない。これは私はもう20年経験してきたので、よく分かります。だから、きちっとしたこの予算の情報共有が全議員ができているということが、全員でやる一番大きなポイントだと思います。それでこれが執行部に対しても、市長に対しても、いろんな意味で市民のためにいい政策になっていくのかなと思います。

○赤羽委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。確かに予算特別委員会の役割、市民の代表で質疑をしていくという中で、予算書にただ書いてあるものだけを質問するというのは、ちょっと私も違うかなと思っておりますので、分かりました、ありがとうございます。

○赤羽委員長 そのほかありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 結城さん、ご無沙汰してます。議員のときより元気いような感じで……。

[笑う者あり]

○佐藤委員 ありがとうございます。私も結城さんとほとんど議員のキャリアが同じ年数である中で、やはり全員で今までできなかった経緯というのはあると思うんですよ。その中で、あまり口にはしなかったんですけども、恐らく全員にならなかった理由の中には、全員でやったときに同じ質疑をして、そしてもう出尽くし感がある中で、またさらにそこに踏み込んでいるようで踏み込んでない質疑が続いたりするとか、そういったことによって、その時間とか——やっぱり限られた時間・日数の中での集中力が欠けてしまうのかなということが、多分先入観に皆さんあって、恐らく限られたメンバーというか選ばれたメンバーの中でやるルールをつくってきたのかなと思うところもあります。一方で、今回の委員会を傍聴・視聴をしてくださった中で、1つの会派で重複することが質疑はいけないというようなニュアンスにもなってますけども、私はそこはちょっと違うと思ひまして、それぞれの委員の方がそこを重要だと思って考えた以上は、出してはいいと思うんです。各委員会の——会派の中でも、その議論があったかもしれないけれども、自分がやっぱり議員になるために——なってこういうことをしたいなと思ったところがそこにあつたのであれば、私は質疑はしていいと思ってます。それでただ、そこでほかの方が質疑をしたときにまた同じ質疑をするのではなくて、しっかりとそこは論点を変えて、必要であればやっていかなければならないとも思ってますし、例えば、予算説明書に書いてあることを

また同じようなことを確認するような質疑や、そのあとに足りない、もっとこう掘り下げていかなきゃいけないところができなかったりしたところは、やはりそれぞれ個々の委員の反省すべき点であって、ベテランの委員もいますし、1期・2期の委員さんもおりますので、それぞれが議員のレベルが同じではないので、だからそういった中で一生懸命検討した中で自分が正しいとやるべきことだと思って発言してる部分は、私はそれは——ほかの人には余計な話だと聞こえるかもしれませんが、でも自分の時間を有効に使ってやってる中では、一生懸命取り組んでると思っておるので、そういった意味では委員会に出るために会派の中で調整するというのも、一定では必要ですけども、そこは個人で考えてやってるところだと思って、私はそれはそれで論点変えてしっかりやってくださいということを常にお願ひしながら、委員会の中で休憩取ってもやりましたので、そういった中での結果だと思っております。あと正直なところ、無党派とかそういった中では、今回、党派制を取ってる中での選出ですので、本会議場で少ない時間で全ての質疑をやるというのは、大変つらいのかなという部分、掘り下げるのにはやっぱり能力が相当必要だなというところは、時間的なものは感じました。それは私の個人的なところなんですけれども。結城さんとしては、お尋ねしたいのは、これまで長い年数やってきた中での、もし全体でやったときに、そういった重複した質疑はうまくさばきながら、日数的にとか時間的には、3月議会というのはもう3日間ですとずっと続いてますけれども、これは何日取ってやれるものなのか、本当に今の3日間の中で全部うまくできるものなのか、その辺のところはどのようにお考えになるか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。日程的なもの、3月の議会の中での。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 佐藤委員、ありがとうございます。委員というか議員、ありがとうございます。私、別に重複するのが悪いということ言ってるわけではなくて、やはりその深掘りを同じテーマでやるのであれば、もっとしていかないと質疑の意味がやっぱり薄れてしまうと。しかもそれが同じ会派の中であれば、もっと調整を取ってやることもできるだろうし。ですから先ほど言ったように、いきなり1期目の議員の方が予算・決算に出ても分からないと思うんですよ。やはり、これは先輩議員・ベテラン議員がまずは模範を示して、それでその人たちのあれを1期目の議員の人たちが——まず今の体制でやるのであれば。そしてその次に、そこを見据えながらベテラン議員のことを見習って、新人議員の人たちが勉強しながらやっていく、そうしないと後輩が育っていかないと思うんです。私一番、取手市議会でちょっと感じるころは、後輩をどういうふうに育てるのかというのが、あまりうまくいってないような気がするんですよ。やっぱり同じポジションを何回も同じ人がやってみたり、そうではなくて、やっぱり新しい人に加えながら、それを後ろからサポートするというのが、私はベテラン議員の意味合いだろうと思ってるんです。日数がどのくらいかという、取手の市議会ってオンラインを入れる前って3日間だったじゃないですか。しかもそれは説明をまずやって、それから質疑に入ってたんですよ。それで、今どんどんどんどん短縮してる状況になってますよね。別に僕は事前に——いつも反対している会派の人もいますけれども、これは別にちゃんとオンラインで聞いて、あれが

非常にいいのは、すぐに——これは議会事務局が一生懸命頑張ってるわけですが、記述式で全部文章化されて出てくるんです。これ私はいつも視察対応してるときに、議会事務局頑張っていて、オンラインでも見れるし聞けるし、リアルタイムでも聞けるし、後で文書でも見えるし、これは議会事務局が本当に頑張っているよねということで、これは非常に高い評価をしています。ですから、時間というのは、今だったらもう2.5日なわけじゃないですか。それ、ただ何日がいいのかというのは、それは内容にもよると思いますけれども、3日間でも多分十分だと思いますよ、今のやり方であれば。オンラインをやることによって、非常に一生懸命勉強する気になれば幾らでも勉強できるんです、議員は。それを見ながら、別に事前に執行部に聞きに行くことだってできるし、やり方あるし。あとは、重複してしまう云々というのは、これはやっぱり長がさばくべきだと思うんですよ。本会議であれば議長、それから委員会であれば委員長が、きちっとそれは違うよと、それは重複してるからもうちょっと違う質問に切り替えてくれ、これはやっぱり委員長の役目じゃないのかなと思ってます。やっぱり予算って重要なので、予算委員会を例えば3日間だけじゃなくて、4日とか5日とかやってるところありますよね。やはりこれは——議会の権能としては、これを承認しなければ執行できないわけじゃないですか。なので、ただの承認しているだけの議会、追認するだけではなくて、ただただ短い時間でやったらただの追認議会になっちゃうんですよ。これは一番、議会改革日本一になった取手市議会としては恥ずかしいことなので、そういう意味で、日数については考えていけばいいのかな、あとは委員長がいかに大事かということで、やはり新しく委員長になった人をベテラン議員がどうサポートするのか、この体制を整えていくことが大事なんだろうと私は思います。

○赤羽委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。過去から遡れば、予算委員会は予算委員会だけで終わる、そこで閉める、また決算委員会になったら、決算委員会でまた新たな委員長をはじめ委員を決めて、閉めるという形の流れから、1年間通してやるようになり、また現在が2年間という中でのやりくりであります。そういった中で、新人、1期目・2期目の議員さんは多かったんじゃないかという点に関しては、確かに多かったと思いますが、しかしながら一方で、3日間の委員会をするための準備としては、今までと違って継続して閉会中の中でも——委員会の違う場所でもいろんな勉強をしたりして、しっかりと臨めるような体制や、さらにはオンラインによって事前説明が省けたことによって——これは聞きまされども、やるかやらないかは聞きますけれども、そういったことで、いきなり質疑に入るという準備、事前に通告をもうしてありますので、だから前置きとかそういった余計な説明もなく、ダイレクトに行けるような体制にいろんな形では進化してると思いますので、そういった中で、1期だから2期だからとかということじゃなくて、やっぱりしっかりとその方もそれぞれ勉強はしてると思っているので、その個々の能力、また若い人の——新しく入った人の感性というのも大事ですので、ベテランの委員やまた中堅の方々ともいろいろ意見を共有しながらやってはきているとは思いますが、そういった意味では、まだまだ足りない部分はあるかもしれませんが、いろんな形では委員それぞれが力

を發揮していると思います。個人的なそういう能力もありますから、それをタイプのなものもあるので、そこをやっぱりいろいろと説明するのは、それぞれの感性なので難しいんですけども、全員の委員の方がしっかり力發揮できるようには考えて進めているつもりはありますので、そういったところは御理解いただければと思います。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 どうも、結城さん。厳しい御意見、多々ありがとうございましたとしか言いようがないんですが。さっき——今、佐藤議員が——委員が言った——ちょっと思い出したんですけど、私、1期目の決算だか予算だか忘れちゃいましたけど、1年目か2年目のときに副委員長やってます。だからできないことはないのかなというところあるんですが、その話はこっちに置いて、今日ここに来る前に、自分のパソコンの中探したんですけど、2022年の3月20日に、これ会派の中だったと思うんですけど、私が取手市を含めて8つの市の決算・予算の委員会の状況というものを一覧表にしたんですけどね。会派だったなという気はするんですけど——委員会だったかな、何だったか忘れちゃったんですけど、そこを見ると、2022年の話ですけど、やっぱり——何だろう、8つの市で、やっぱり十人十色じゃないけどやり方はまちまちなんですね。今、結城さんが言われた全員でやるという——つくばと龍ヶ崎とか、そういうのもありますけど、中をよく見ると、全員ではやってるけどやり方が違うみたい。でも、それはなぜかという、やはりその市の人口とか予算とか、常任委員会の種類とか特別委員会、いろいろこう絡んできて、予算・決算の委員会だけではないんだなというのがそのとき分かったんですよ。だから、取手市は取手市でそういうやり方をしても、そのときはいいんだろうなというふうに私は思いました。で、いろいろ話、今聞いてて改めて確認するんですけど、全員でやるというのは、特別委員会でやるのか常任委員会でやるのか、どちらなのでしょう。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 すみません。それは、私が決めることではなくて、議会が決めることだと思いますよ。特別であろうが常任委員会であろうが、それは私がどういうこういう問題ではなくて、それは私はもう議員ではない——議員だったらその質問には答えられます。私が市民なのでその答えはちょっとできないし、それは皆さんが考えてほしいと思います。それから、今お話があった22年から大分近隣議会は変わったんですよ。つくばはまだ全員でやるようになってそれほど日はたっていないと思います。それから龍ヶ崎も——いろんなやり方あってあって、地方自治というのは、地方がどうやって自分の町を動かしていくか、だからこれが地方自治なんです。ですから、これが例として、つくばはこうですよ。でも取手はこうで——取手はそれでいいじゃないかという論点もあるんだけど、参加できない議員がいるということはおかしいわけですよ。例えば、つくばみらいも全員で——会派がないから参加している。で、私が知っている——埼玉県の蓮田だけかな。蓮田の市議会議員とも、今でも私いろんなコミュニケーションをとってるんで、彼女は——彼女は無会派なんです。それでも予算・決算には出られるんです。議運には出られないと言っていた。だけど、出られ——やっぱり予算・決算に出られない議員がいるということは、さっきの会派がパワハラになってんじゃないかと、私話しました。それは、これからいじめ

問題——昔もいろいろありました。そのいじめ問題のときに、取手市議会も大変な思いをして条例つくったり——条例つくったの向こうでしたけれども、そんなことがあったわけです。それが、議会の中でそういうパワハラ的に感じられるようなことをやっているのは、市民に対してもきちんとした説明責任ができないんじゃないのかなと思います。取手は取手のやり方があって私はいいと思うんですよ。でも、参加できない議員がいるということはこれは問題視すべきであって、さっき私が言った議会の3原則、この1つに——原則に違反してるわけですよ。議員平等の原則というのがあるんです。議員というのは、やはり負託を受けてきてるから——市民の負託を受けて選挙で勝って上がってきてるわけじゃないですか。その負託を受けてる議員が、市民の負託を受けてるのにその権能が使えないということは、これは議員——議会全体としておかしいんじゃないのと。だから——たしか先例事項にもあるわけですよ。昔は1人会派でも入れたという先例事項があるんですね。ですから、そこを先例事項として——別にやれないことはないし、私も最初は一人——一人じゃなかった、最初は。一人会派になっちゃったときもありましたけども、そのときでも議運にも出られたし、予算・決算にも出られたし、それをさっき言った議会基本条例を改悪してしまったからああいう形になった——改悪なのか改正なのか分かりませんが、やはりそういった市民に沿った形で議会をどうあるべきか、これを考えればおのずと特別委員会なのか常任の委員会なのか、これは変わると思いますし、地方自治法が私が入ったときからは変わったんですね。昔は常任の委員会というのは、1議員1個しか入れなかったと思うんです。ところが、地方自治法を変えたことによって常任委員会、常設委員会には別に1人——何個でも入っていいよみたいな形になったんで、多分、決算・予算は常任委員会として、で、各常任委員会から出てる人たちがそこに入ったことによって、その予算・決算を常任委員会にしても問題なくなった。こういう地方自治法の改正があったわけですよ。これは釈迦に説法だと思いますけれども、一応そういったことを考えながら、取手市議会としては、私が言うのではなくて議会が決めたほうが、私はそこについてはいいと思います。アドバイスは私は幾らでもしたいと思います。以上です。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 結城さんの言うように、そういう——特別か常任委員会というのは、まさしくこれは議会のほうで決めることなんで、それはそうなんですけど、結城さん、こう——いろいろこういうふうに自分の考えをここで披露してくれてるんで、どっちなのかなという気があったんであえて聞いたわけなんですけど、それはそれでいいとして。もう一つお聞きしたいのは、請願者として結城さんが出てるわけですね。で、いろいろ——今、いろんな方法、いろんなことを述べていただいたんですけど、紹介議員の根岸さんとの考えとは一致するのかなというところで、やはり2022年の3月ごろ、根岸議員が案を3つぐらい出してるんですね、何か。で、そういういろいろな案があって、それは建設的な話でよかったと思うんですけど、今の時点で紹介議員と請願者は同じ——ぴったり同じ考えなのか、それとも若干の違いはあるのか、その辺どうでしょうか。

○赤羽委員長 小堤さん。これについては、後ほど請願紹介者の議員への質疑希望がある場合には質疑ができますので、そこでしてください。それから、結城さんがかつて予算・

決算委員会に所属しておりましたときに、まだ大きな会派に入っていないときに、そのときには大きな会派から結城さんに椅子を譲った実績がありました。

〔「先例事項に入ってます」発言する者あり〕

○赤羽委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。

これで、請願第8号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。結城さん、ありがとうございました。退席していただいて結構でございます。

本請願について、請願提出——紹介議員に確認したことがある委員は挙手願います。小堤委員——少々お待ちください。

希望がありましたので、ここで——ただいま小堤委員から、本請願の紹介議員であります根岸委員への質疑したいとの申出がありました。

お諮りします。この申出のとおり、本請願の紹介議員であります根岸議員に、当委員会に出席要求することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 賛成多数です。したがって、この申出のとおり、本請願の紹介議員であります根岸議員を当委員会に出席要求することに決定しました。

ただいま、請願第8号の紹介議員であります根岸議員が紹介議員として出席しました。

それでは、紹介議員に対する質疑を行います。

小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひします。先ほど言いましたけれども、根岸議員が——請願者の紹介議員となったわけですけれども、その辺の考え方の整合性といいますか、一緒なのかというところで、先ほどちらっと言いましたけど、2022年のときに——3月20日だったと思うんですけれども——に、幾つかこういう予算・決算委員会にしたほうがいいんじゃないかという案を出されてたと思うんですが、そういうのを踏まえながら、今回、結城請願者が言っていることと考え方、同じということによろしいんでしょうか。その辺の確認です。

○赤羽委員長 根岸委員。

○根岸委員外議員 ありがとうございます。100%一緒かどうかというのは分かりませんが、ほぼほぼ——今日いろんな質疑ですとか意見陳述というところを聞いている限りではほとんど同等なのかなと感じております。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ほぼほぼ……

〔笑う者あり〕

○小堤委員 (続) 一緒というところですね。多少——子細にわたっては違うことがあるかもしれないけれども、大筋はそういうことだと。結構です。以上です。

○赤羽委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を打ち切ります。根岸議員は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

これで請願第8号の審査を打ち切ります。これから、当委員会に付託された請願の——本請願について確認したいことのある議員は——委員は挙手を願います。——なしと認めます。これで請願第8号の審査を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。その前に、議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議題となっている請願に対して委員間で自由討議が必要と思われる方は挙手願います。——なしと認めます。以上で当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

それでは当委員会付託の——続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論のある委員は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 賛成ですけど——反対はないということ……

[笑う者あり]

○遠山委員 (続) 賛成討論します、遠山です。これまで取手市議会、いろいろな形で——どちらかというところだとコロナ禍の中で、いろいろ大きく変わってきてるかなというふうに思っています。それにかかわらず、この運営の在り方、議会運営の在り方というところでは、試行錯誤しながら試行的にやってみようということ、いろいろな形で取り組んだ経緯もあります。改めて会派制というところでも、本当にいろんな議論してきましたし、結果的に今に至っているわけなんですけれども、改めて、予算・決算委員会、参加できない議員がいるというのはそもそもおかしいんじゃないか、問題だという、それが私は請願の願意だと思って、今回、陳情——請願者代表の意見を聞いて改めて思った次第です。そういう意味では、今後、代表の方も言っていましたけれど、取手市議会は取手市議会なりのやり方があるとは思うんだというそういう発言もありました。そういう意味では、今後また議会運営委員会の中で、議運の中で——どうあるべきか、また試行的にこれやってみよう、あれやってみようという形でもいいから、とにかく議会改革、全員参加の意向に向けてやっていけばいいのかなというふうに私は理解したというところで、この請願には前向きに受け止めて賛成をしたいと思っています。以上です。

○赤羽委員長 ありがとうございます。そのほか討論ございませんか。——討論なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 賛成少数です。よって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

これで当委員会に付託された案件の審査は終了しました。

ここまで請願審査(音校正済)

ここから未校正

次に日程の3、政務活動費についてです。2025年、日本国際博覧会——通称大阪関西万博への視察に要した経費について、政務活動費からの支出を認めるかについて協議いたします。大阪関西万博が本年4月13日から大阪で開幕しますが、万博への視察に要する経費について、議員から政務活動費からの支出の可否について問合せがありました。政務活動費は、条例の定めるところにより議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付するとされています。この件について、委員の皆さんから御意見ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 どの——政務活動費ですから、どの会派から出てきたのかなと思うんですけども。それは言わないの。秘密なんですか。

○赤羽委員長 秘密ではないですけども。言ってもいいですか。これは細谷議員から提案がありました。

遠山委員。

○遠山委員 突然のちょっと意見——提案というかということで、ちょっとはあと思っ——目が点になってるんです。ちょっと今、調査か——調査研究と言えるのか。だって今、広く国民の皆さんに呼びかけて、皆さんがチケットを購入して参加しているわけで。そこに行ったとしても、いろいろ調査——それ、その人その人の見方で調査すればいいわけでちょっと、これは市民に説明つかないと思っています。

○赤羽委員長 そのほか御意見ありませんか。

入江委員。

○入江委員 私も万博のほうは政務活動費を使っていくべきではないと思います。例えば取手市で万博を開催するという予定でもあれば、行って調査してくるのはいいことですけど。あまりにもちょっと市政とはかけ離れてることなので、ということです。

○赤羽委員長 そのほか。それでは、大阪関西万博への視察に要した経費の政務活動費については、政務活動費として認めないとするに、賛成の委員の挙手を求めます。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。

続いて、政務活動費のうち、広報費についてです。議員から、自作した広報紙について政務活動費を充てることができるかという問合せが事務局にありました。政務活動費を充てることができる経費の一つに広報費があります。条例には、会派及び無会派議員が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費とされており。一方で、広報費については、議員や会派のPRを目的する活動など、政務活動以外の活動が政務活動と並存する可能性があり、その場合、全額を認めるのではなく、内容に応じて案分し認めているような判例がございます。その場合、多くの判例等で50%を基本としています。内容によっては広報目的ではなく宣伝目的とされ、全額が返還の対象となっているようなケースもございます。その上で、広報紙の取扱いについて協議をいたします。この件につい

て、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。御意見ありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 過去に会派としてこういったものを出したという事例もあると思うんですけども。今、委員長のほうからありましたように、その内容・中身によって様々な対応があると思うので、ここで広報紙が全部いいよ、全部駄目だよというのは、なかなか決めるのは難しいのかなと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 たしか茨城県議会は認められているのかなと思ったんで。県の判例だったんですか。

○赤羽委員長 先ほどの例は茨城県議会に限りません。あちらこちらであるということ。

遠山委員。

○遠山委員 私自身も、あくまでも議会報告であればいいのかなというところで、ちょっと市議団の中でも議論したことが実は経緯の中であります。ただそこで、私は日本共産党なので、新聞をお読みください、赤旗お読みくださいというのは、それはもう入れないとか、選挙間近だからそういうのは一言も触れちゃ駄目ということで、あくまでも純粋に議会の内容であればいいんじゃないかという議論になったんですけど、私たち共産党としてはいろんな活動をフルにやっていますので、そういう意味では誤解も生じなくはないかなということ、そこはやめておこうということ、そういう経緯が実は中でありました。皆さんの会派、また政党に属している会派の皆さんもいらっしゃるんで、その辺は同じかなというふうに思っているんですけど。限られた金額もありますし、そういう意味ではどうなんでしょうか。私のところでは無理だねということではやってみました。それになってます。

○赤羽委員長 そのほか御意見ありませんか。

入江委員。

○入江委員 私は、半分認めるだとか3割認めるとか、その辺の精査というのが物すごく大変だと思うんですね、その作業というものが。ましてや今度選挙が近くなってくると余計シビアなものになってくると思うので、今までどおりでいいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 今まではそういう規定がないんです。広報費として支出できるという規定がありますけども、その詳細については決めておりません。たしか前には会派として広報紙を出して、政務活動費から支出したこともございます。どうでしょう。これこれから時間をかけてちょっと検討していくということで、継続審査みたいな形ですけども。時間をかけて検討することにしたらいかがでございましょうか。よろしいですか。完全に駄目とも言えないし、広報費という支出項目が認められているわけですから、駄目というわけにもいかないし、かといって全部どこまでいいのかというのはなかなか難しいところもあるんで。この場ではちょっと会派のほうでも相談していただいて、会派のほうで議論していただいて、その結果を持ち寄って決めたいと思いますが、いかがでしょうか。では、皆さんの御意見が、継続してこの件については議論をしていくということにまとまりましたんで、それに決定させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、日程の4、閉会中の所管事務——所管事項調査についてです。

お諮りします。当委員会の閉会中の所管事項調査については、サイドブックに掲載したとおり、——掲載した文書のとおり決定することに、御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、よって当委員会の閉会中の所管事務事項調査については、サイドブックに掲載した文書のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程の5、その他。投票の際の流れについてです。昨年12月に会議規則の改正をしました。その結果、これまでは職員の点呼に応じて順次投票を備付けの投票箱に投入すると定められていたものが、議長の指示に従って順次投票すると改正されています。これまでは投票の都度、事務局職員の点呼に応じて順次投票を行っていましたが、今後投票を行う際には、議長が議席番号1番の議員から順番に前の方に続いて投票願いますと宣告し、投票を行う形に変更したいと考えましたが、これに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは、このように決定することに御異議ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

次に、最終日の議事日程についてです。事務局より説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 議会事務局の小笠原です。5点ほどございます。まず1点目についてでございます。昨日の午前中にメールにてお知らせのほうをさせていただきましたとおり、3月17日に令和6年度取手市一般会計補正予算第12号の追加送付がございました。内容は永山公民館のコンデンサー取替え事業費の繰越しに関するものとなります。こちらの議案につきましては、あしたの最終日に提出理由の説明・質疑・付託省略を諮った上で討論・採決までへ行っていただくことを本日ご協議のほうお願いいたします。まずは1点目について、御協議のほうお願いできたらと思います。

○赤羽委員長 事務局の説明が終わりました。質疑ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 続きまして、2点目でございます。明日の19日午前9時から、建設経済常任委員会が開催されます。内容は、3月10日の建設経済常任委員会において審査が行われました——審査が行われ事項別採決が行われました。請願第6号、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択の請願のうち、採択となった請願事項2について、あしたの午前9時から建設経済常任委員会が開催され、意見書案についての審査のほうが行われる予定となっております。委員会で採決の結果、可決となった際には、意見書案が委員会終了後に提出される予定となります。その場合、本会議

において追加日程とすることを、本日お諮りした——本会議においてお諮りした上で、提出理由の説明・討論・質疑・採決まで行っていただくことをお願いいたします。こちらについて御協議のほうをお願いいたします。

○赤羽委員長 事務局の説明が終わりました。質疑ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

お諮りします。事務局の説明のとおり決定することに、賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次、小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 3点目でございます。小中学校及び保育福祉施設での緊急時の選定医療費徴収を対象外とすることを求める意見書が、現在、本田議員ほかから提出される見込みでございます。定例会中に行われた総務文教常任委員会の質疑のやりとりを聞いた中で、現在の制度の中には問題があり、緊急に対応する必要があると判断されたため、本意見書を提出する予定と伺っております。本請願が提出された場合……

○赤羽委員長 請願じゃなく意見書。

○小笠原議会事務局長補佐 (続) 本定例会で意見書が提出された場合、本定例会で取り上げることを認めるかどうかについて、御協議のほうをお願いいたします。

○赤羽委員長 事務局の説明が終わりました。質疑ありませんか。

入江委員。

○入江委員 この場合の意見書の提出については、たしか提出期限が切れてると思うんですね。意見書の提出期限は、議案付託日前日開庁日に限るの午後1時までとする、ただし、定例会最終日の前日正午までに提出された場合において緊急性を——おいては緊急性を有し、かつ議案付託日前日までに提出し難い正当な理由があると議長が認めるときには、例外的に提出を認め直近の本会議に上程する、というような規則がございます。今回のこの内容も見ましたが、特に緊急性を有するものなのか。例えば県で今この案件について議論をして、その結果が出る前に提出するということであれば緊急性を有すると思いますが、県のほうで今、取手の市議会として緊急性を有して出しても、県のほうで議論してくれなかったら、何の緊急性も発生しないと思うんですね。県のほうに例えば取手で緊急的な意見書を出すから、出たらすぐに緊急性を持って協議しますというような確約でもあれば別ですけど、現時点ではそういうこともないし、特にこの緊急性を有するという点については、そぐわないのではないかなと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 提出の理由に、今回の定例会の委員会を通して、質疑のやりとりを通して、やっぱり問題ありということで、県に声を届けようということでまとまったという、今委員長のほうからも——事務局でしたか、報告・説明ありました。それはもう、まだ本会議最終日はあしたなんで、そういう意味では、まだこの定例会、3月定例会中で、こういっ

た意見書を出そうということによって動きが出たわけですから、それは一つも全然問題ない貴重な機会だというふうに私は受け止め——私も受け止めたところです。それから、受け入れてくれるのだろうかという、相手方を心配しているというか、そういう発言だったかなというか、入江委員のほうからありましたけれど、これは国に対する意見書もそうなんですけど、相手が考えて進めていくものであって、私たち取手市議会としては、この意見書の内容がとても大事なことで、市民にとって大事なことから、意見を届けようということでの今回の提出ということなので、それは全然問題ない。県知事あてに行くようになってましたよね、たしか。だからそれはもう十分大丈夫。今後考えていってほしいという願意というか、提出内容になっていると思っていますんで、私はあしたの最終本会議でみんなで審議していこうということで、皆さんに呼びかけたいと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 意見書を取りまとめた経緯というのもよく分かりましたし、今、入江委員がおっしゃった——何ていうの、この提出の時期というのもよく分かりましたし、その緊急性というところに関しても、よく話は分かったんですけども、私はこの内容について、今日出されてあした議決というのは、ちょっと少し精査するのに時間が足りないというふうに感じます。例えばこの求めているところの3つありますけれども、これ以外のところであった場合どうするの、例えばスポーツ少年団で活動中とか、様々なケースも想定されるし、もっと何か網羅しなきゃいけないところって実際あるかもしれませんし、県では、お医者さんの判断でということになっておりますが、例えば学校の先生とかが、これは全部選定療養費の徴収しないようにと付け加えたとして、それがどう先生までに伝わるのかとか、ちょっとその辺も少しきっちりとした精査が必要なのかなと思いますので、ある程度この緊急的にこういった意見書を上げたいという気持ちも十分分かるんですけども、もう少し精査する時間が必要かなというふうに思います。

○赤羽委員長 そのほか、意見ございませんか。

〔発言する者あり〕ただいま、本田議員から、ただいま議題となっている件について、会議規則第117条第2項の規定により、当委員会に出席して発言したいとの申出がありました。休憩し、本田議員から発言内容の確認をお願いします。休憩します。

午前 時 分休憩 午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。会議規則第117条第2項の規定で、委員会でその許否を決めることとなっておりますので、採決いたします。この採決は挙手によって行います。本田議員の発言を許可することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、本田議員を委員外議員として当委員会に出席し発言することを許可することに決定しました。

本田議員の出席を求めます。

本田委員外議員が出席いたしました。本田委員外議員に申し上げます。——これから行う発言は、当委員会の審査に有用となり、審査の議論を——深めるために行うものです。

十分この規定を理解して発言を認めます。本田委員——本田委員外議員、どうぞ。

○**本田委員外議員** 本田です。どうもありがとうございます。まずこの時期に——本来であれば付託日にしっかりと出す——意見書は出すということになっております。ただ、総務文教委員会の中で——付託——失礼しました、付託日前日に意見書を出すことになっております。ただ、この時期になってしまったのは、総務文教委員会の質疑の中で、学校における選定療養費の問題が——徴収の問題ということが、学校の先生たちにすごく重く責任がおしかかっているとような質疑がありまして。その中で、やっぱり県が月に1回、この検証をしているということの中で、なるべく早い段階で、まずはこれを学校、それから考えられるリスクが高い幼児、それから高齢者、そういったところを預かっている施設、これについて、まずは選定療養費の運用について考えていただきたいというような趣旨で、この時期に——この際にこの意見書を提案させていただくというようなことになりました。実際、本当に先ほど金澤委員がおっしゃっていたとおり、学校とかだけじゃなくていろんな施設、それからいろんなそういう団体、そういったところの——でも同じようなこと、確かに考えられると思います。ただ、まずは総務文教委員会が出た学校、そういったところで——まずはそこで意見書を出させていただきたいというところであります。以上です。

○**赤羽委員長** 本田委員外議員の発言が終わりました。これから本田委員外議員に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

入江委員。

○**入江委員** 総務文教常任委員会として提出するということは考えられなかったんですか。

○**赤羽委員長** 本田委員外議員。

○**本田委員外議員** 本来、委員会で出すというのが、やっぱりそうなんだろうということが、私も思っております。ただ今回、ちょっと、終わった後に改めて確認をしたところで、ちょっとこれはやっぱり意見書を出したほうがいいたろうということで出させていただきました。

○**赤羽委員長** そのほかありませんか。

小堤委員。

○**小堤委員** たしかこれって総務文教委員会の付託議案外質疑に出たやつだったと思うんですよね。ですから、ほかの委員の人は特になかったんですけれども、今、ちょっと確認したいんですけど、この——今まで——休憩前にも出てました、いろいろなクラブとかそういうところのことも考えなくちゃいけないってことは分かります。意見書案について、小学校、中学校、保育施設、保育所、保育園、あと福祉施設というところを、という対象にしていますけど、そういうところって小中学校だったら養護の先生、いわゆる保健の先生というんですか、そういう人がいると思うんです。保育所も幼稚園も、あと福祉施設にもそういう看護師の人がいると思うんですけど、そういう人というのは、ほかの職員よりもそういう傷病に関しては、知識が上というか多く豊富だと思うんですけど。そういうところは鑑みないんでしょうか。

○**赤羽委員長** 本田委員外議員。

○**本田委員外議員** 確かに、そういった専門的な養護の先生とかいらっしやいます。現状

でいいますと、実はこの選定療養費徴収を行うに当たって、この運用について、茨城県が示した運用に合わせて——沿って病院側が徴収している——要するに徴収をする案件ではないだろうと思われるようなことでも、実は徴収がされているということがあります。例えば学校で取手市で——今回、総務文教委員会で議案外質疑をさせていただいたときに、救急搬送するときの基準について、取手市ではどうなってるのかということについて、首から上のけがについては救急搬送をするということをしていますという質疑——御答弁がありました。ところが、茨城県内で頭にけがをして、それで救急搬送——学校で、頭にけがをして救急搬送したと。救急搬送された後に、母親が病院で徴収されたと、こういった事例も実はあります。そういったことから、やっぱり専門的なそういう先生とか、そういう方がいらっしゃっても、やっぱり運用自体が適切に病院側がされてるかどうか、ここの部分を非常にちょっと問題がやっぱりあるんじゃないかというところで、そういったところも、ちょっと私としては問題点として挙げておきたいなど。そういったことから、しっかり今、例えば小中学校、それからこういった保育施設とか、その施設とかについて、この現状に合ったガイドラインじゃなくて、全——いわゆる県が出してる統一的な——要するにもう一般の方も同じ、全体的なそういう統一のガイドライン——県のホームページで出てるような、これしか実はないんですね。そういうことから、やっぱり学校とか施設によって、どういうふうに判断するのかっていうのは、やっぱりなかなか難しいと。だから、その部分も含めて、やっぱりしっかりと具体的な現状に合わせた、施設に合わせた、そういったガイドラインも必要なんじゃないかというところで、例えばこれは——単純に選定療養費の徴収を対象にするってことになれば——対象外にするということであれば、これ逆のことを言えば、何でもすぐ救急車を呼ぶということにつながってしまう可能性が出てくるわけですね、軽傷でも。そういったケースについて、やっぱりガイドラインをしっかりと定めた上で、そういった運用をしてほしいなというところで意見書を作成させていただきました。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 本田委員外議員の話し——するところは分かりました。それに先ほど私言った、そういう養護職員の人、いろんな施設にいます、看護師もいます。そういう人たちがその知識を豊富に持っていて、かつ#7119とか、子どもの場合は#8000とかそういうのを活用して、ガイドラインでは統一的な——しゃくし定規のガイドラインだけれども、そういうのをそういう専門職の人が活用してやれば、ある程度は線引きというか、適正にできるんじゃないかなというふうには思うんですけど。

○赤羽委員長 本田委員外議員。

○本田委員外議員 これ学校になるんですけども、教育委員会から#7119、それから#8000番、これ学校のほうにも、12月に教育委員会を通して通知が行ってます。その中で私が感じるのは、本当に緊急性があるかどうかということについて、#11——#7119、#8000番、これを通達には、ここをまずかけてもらいたいと。その相談の内容、それを病院に救急搬送された場合に、話を相談の内容も含めて、これを含めた上で、病院は判断するということ言ってるんですね。要するに、徴収するか徴収しないかっていうこと

について、#——7119の判断が——を徴収するかしないかの判断材料にするというように通達をしてるんですね。私はこれ自体も非常に問題だと思っていて、というのは、子どもとか高齢者が、これ——私、実は総務省の消防庁のほうに以前確認をさせていただきました。これ。消防の立場からすると、#7119、8000番はどのようなときに使ったらいいのかということ、茨城県のこういう運用がされるんだけどということでも聞きました。そしたらやっぱり判断に迷って、余裕があるとき、例えば、それで、そういう時間がない——ないというか、やっぱり必要だと、これは救急車が必要なんじゃないかと、そのように感じたときは、消防の立場としては、これは救急車を呼んでくださいと。あくまでもその#7119・8000というのは、そういう判断をどうしようかと迷ったときに、それを呼んでください、電話して確認をしてくださいということだったんですね。それが果たして学校教育現場、それからそういった高齢福祉、要するにリスクが高いそういった施設において、その判断をどのようにするか、例えばその相談をしてる間に急激に、例えば子どもなんかだと分からないので、幼児それから高齢者やっぱり分からないので、そのところでどういうふうに判断をするのか。例えば7119等々に電話をしてる間に急変する可能性もある。もしそうなった場合とか、そういったこともやっぱり考えていかなきゃいけないのかなというところを私は思っております。それでそういったことでさせていただきます。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 お話分かりました。そういうことで、今後これ少し検討していかなくちゃいけないところなのかなと、クラブのこととかもありますし。ただ、判断に迷って#7119等がやってるとまがない、そういうときは、やっぱり即、救急——119番して救急隊を呼ぶ必要があると思います。救急隊は現場に来れば搬送しなくちゃいけないという——これ消防法にあると思うんですけど、そういうことがありますので、それは別にいいのかなというふうには、私は解釈します。以上です。

○赤羽委員長 そのほかに御意見ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。これで、本田委員外議員への質疑を打ち切ります。本田委員外議員は退席願います。ありがとうございました。そのほかございませんか。——それではお諮りします。

ただいまの意見書案について、本定例会で取り上げることについて、賛成の委員は挙手を願います。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 賛成少数です。したがってこの意見書については、本——今回の本会議で取り上げることは否決されました。

そのほかございませんか。事務局。

○小笠原議会事務局補佐 残り2点、報告のほうがございます。まず、意見書案の修正についてでございます。3月5日に遠山議員ほか2名から提出されました高額療養費制度の自己負担限度額の引上げ撤回を求める意見書について、あしたの本会議で討論・採決が行われますが、一部訂正の請求のほうがございました。訂正箇所は、意見書案の提出の根拠が会議規則第14条第2項の規定により提出するとあった部分について、会議規則第14

条第1項の規定により提出すると訂正されたものについてでございます。

続きまして、最後に、久保田議員から一部事務組合の報告として、令和7年2月25日付けで茨城県後期高齢者医療広域連合会の報告のほうがございます——議会の報告がございましたが、3月7日に一部内容を追加して報告のほうがございました。以上でございます。

○赤羽委員長 そのほか議長や委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それではこれで議会——

〔発言する者あり〕

○赤羽委員長 事務局、どうぞ。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。先ほど小笠原のほうからも御説明を申し上げましたが、明日の議事日程につきまして、1点補足で御説明をさせて御報告をさせていただきます。請願の第6号の本会議での取扱いになります。「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書、こちらにつきまして、先日、建設経済常任委員会のほうで、事項別にて採決が行われております。これを踏まえまして、明日の議事日程予定といたしましては、こちらの請願書につきましては、1項目ずつ、本請願の請願事項についての採決をさせていただく見込みとなっております。こちらあらかじめ御承知おきいただければと思います。以上です。

○赤羽委員長 そのほかございませんか。今の件について、事務局に確認することありませんか。——なしと認めます。

それではお疲れさまでした。これで議会運営委員会を閉会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____